

上海市人民政府 改定後の「上海市 多国籍企業地域本部設立奨励規定」を 公布することに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年1月27日、上海市人民政府は「改定後の『上海市 多国籍企業地域本部設立奨励の規定』を公布することに関する通知」(滬府発〔2017〕9号、以下「本通知」)を公布しました。本通知は上海市における多国籍企業地域本部政策の継続を發表するとともに、政策内容を最適化し、より多くの多国籍企業が上海において地域本部を設立することを目指しています。

1. 政策の背景

上海においては、2002年に「外国多国籍企業の地域本部設立を奨励する暫定規定」(滬府発〔2002〕24号)、2008年に、「上海市多国籍企業地域本部設立奨励規定」(滬府発〔2008〕28号)、2011年には修正が加えられた「上海市多国籍企業地域本部設立奨励規定」(滬府発〔2011〕98号)を公布し、地域本部の設立を支援し、経済発展に向けた環境の最適化を目指してきました。

上海市は、多数の多国籍企業によって地域本部が設置され、地域本部の集中するエリアとして地位を確立してきました。上海市の統計データによれば、2016年末までに、上海市における多国籍企業の地域本部および本部型機構は580社、投資性会社は330社設立されています。また、2016年上海市第三次産業税収ランキングトップ100の中でも、外資が12社を占めており、税収面でも外資の貢献が見られます。一方、優遇政策の有効期限は2016年12月19日とされており、規定の更新が必要な状況となっていました。外資の積極的な活用、上海エリアの継続的な発展を実現するため、上海市人民政府は2017年1月27日に本通知を公布し、多国籍企業地域本部の設立奨励政策の継続と、内容の調整を發表しています。

2. 政策の内容

(1) 本通知の対象・・・多国籍企業の地域本部 あるいは本部型機構¹

【図表1】多国籍企業地域本部と本部型機構の概要

多国籍企業地域本部	
地域本部 定義	域外に登記した親会社が本市において会社を設立し、投資もしくは授権の形で、一か国以上の地域の区域内の企業に対し、管理及びサービス職能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は外商投資の投資性会社、管理性会社等、独立法人格を有する企業組織形式で本市に地域本部を設立しなければならない。
地域本部 要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立法人格を有する外商独資企業であること。 2. 親会社資産総額が4億米ドルを下回らない。サービス業企業が地域本部を設立する場合、親会社資産総額が3億米ドルを下回らない。 3. 親会社が中国域内において既に支払った累計の登録資本総額が1,000万米ドルを下回らず、かつ親会社の授権により管理する中国国内外の企業が3社を下回らない。あるいは、親会社の授権により管理される中国国内外の企業が6社を下回らない。前述の条件に基本的には合致し、地域に大きな貢献がある場合、状況を考慮の上、認定可能。 4. 登録資本が200万米ドルを下回らない。

¹ 香港、マカオ、台湾地区の投資者は本地における地域本部と本部型機構を設立する場合、本規定を参照する。

多国籍企業本部型機構	
本部型機構定義	多国籍企業地域本部の基準に達していないものの、実際には域外に登記する親会社が設立し、一か国以上の区域内の管理決定、資金管理、購入、販売、物流、決済、研究開発、研修等、多項目の職能を引き受ける外商独資企業(分支機構を含む)を指す。
本部型機構要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立法人格を有する外商独資企業或いはその分支機構。 2. 親会社の資産総額が2億米ドルを下回らない。中国域内において2社以上の外商投資企業を投資・設立し、その中で1社が上海において登録しなければならない。 3. 登録資本が200万米ドルを下回らない。分支機構で設立される場合、総公司より送金された運営資金が200万米ドルを下回らない。

(2) 奨励政策

本通知は従来の規定をベースに、奨励政策の内容を適正化するものです。多国籍企業の地域本部と本部型機構は資金管理、出入国手続、人材登用、通関利便化等の面で優遇政策を享受できます。本通知において「区政府による支援」が追加されており、各区政府が情勢に合わせて地域の経済発展に最適なビジネス環境を整備することを奨励しています(図表2ご参照)。

【図表2】 奨励政策主要内容の抜粋

地域本部のみ適用される奨励措置	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ オフィス開設及び賃貸の資金補助を受けることができる。 ➢ 経営管理、資金管理、研究開発、購入、販売、物流及びサポートサービス等、総合的な運営職能を持ち、且つ経済発展に対し、突出した貢献があり、良好な収益を得ている場合、関連規定に基づき、補助金を得ることができる。 ➢ 多国籍企業がアジア、アジア太平洋、あるいはより広い範囲の地域における地域本部を設立し、条件に合致する場合、関連規定に基づき補助金を得ることができる <p>※具体的な補助金の内容については、関連部署から別途制定される。</p>	
地域本部・本部型機構ともに適用される奨励措置	
政策分野	具体的な奨励措置
資金管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 非貿易項目下の外貨支払プロセスを最適化する。地域本部と本部型機構への納税補助及びサービスを強化し、非貿易項目下の外貨支払備案(届出)あるいは納税判断に対し、優先的な取り扱いを提供する。 ➢ 自由貿易試験区の地域本部と本部型機構は自由貿易口座を開設し、両替可能の原則に従い、人民元・外貨クロスボーダー収支、域内人民元収支を扱うことができる。
出入国手続の利便化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 条件に合致する中国人社員はアジア太平洋経済合作組織商務旅行カードを申請できる。 ➢ 外国籍人員が頻繁に臨時入国をする必要がある場合、最長期間一年間(一度の在留期間180日以下、複数回入国可能)の駐在ビザを申請できる。 ➢ 地域本部、本部型機構に勤務する外国人が本市において長期居留ニーズがある場合、3~5年間有効の外国人居留許可を申請できる。 ➢ 地域本部と本部型機構の法定代表人など高級管理者は「外国人永久居留証」の申請が優先して処理される。 ➢ 出入国検査検疫部門は地域本部と本部型機構の法定代表人および本部職能に関連する高級管理者の健康証明手続を優先して処理する。

人材登用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域本部、本部型機構が登用する優秀な国内人材は関連の条件に合致する場合、本市戸籍を申請できる。 ▶ 条件に合致する人材は「上海市居住証」(B証)を申請できる。その配偶者及び18歳未満の子女、高校在籍の子女は随員証を申請できる
通関利便化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 貿易の利便化を重点とし、輸出入貨物の通関利便化を図る ▶ 地域本部と本部型機構が保税物流センターと仕分センターを設立し、物流の整理を進める場合、税関、外貨、出入境検査検疫部門等、各関連部門がそれに対する利便化の監督措置を採用する
区政府による支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各区政府が情勢に応じて奨励措置を設定できる

地域本部及び本部型機構の認定を申請する際、上海市商務委員会まで必要な資料を提出しなければなりません。市商務委員会は申請書等の資料を受け入れてから8営業日以内に審査手続を完了させ、「認定」あるいは「否認」の決定をしなければならないことになっています。認定された場合には、認定証明書が公布されます。

3. 企業への影響

2015年10月、商務部は「一部分の規章及び規範性文件を修正することに関する決定」(商務部令2015年第2号)を公布し、外商投資による投資性公司設立の際の「最低資本金3,000万米ドル、2年以内払込」という要求を削除しています。これによって、外商投資性公司の設立基準が緩和され、3,000万米ドルを下回る資本金額での投資性公司認可事例も見られるようになりました。本通知の公布により、地域本部に対する優遇政策の継続、外資誘致に注力していく方針が読み取れ、企業にとってよりメリットのある環境が整っていくことが期待されています。調整後の優遇政策の既存地域本部・本部型機構への適用可否については、明文で規定されておらず、留意が必要です。今後は、本通知で発表した優遇措置の具体的な内容の発表、その他地域の地域本部政策の展開が見込まれます。引き続きフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>上海市人民政府 关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知 沪府发〔2017〕9号</p> <p>各区人民政府，市政府各委、办、局： 现将修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2017年1月27日</p> <p>上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定</p> <p>第一条(目的和依据) 为贯彻落实《中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见》，进一步扩大对外开放，营造更加开放的符合国际通行规则的投资环境、更加便利化的贸易环境、更加完善的法治环境、更加良好的生产生活环境、更加宽松的人才发展环境，鼓励跨国公司在本市设立地区总部和总部型机构，支持在沪地区总部和总部型机构集聚业务、拓展功能、提升能级，积极参与上海“四个中心”和具有全球影响力的科技创新中心的建设，根据有关法律、法规，结合本市实际，制定本规定。</p> <p>第二条(定义) 跨国公司地区总部(以下简称“地区总部”)，是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。</p> <p>跨国公司总部型机构(以下简称“总部型机构”)，是指虽未达到跨国公司地区总部标准，但实际承担境外注册的母公司在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能的外商独资企业(含分支机构)。</p>	<p>上海市人民政府 改定後の「上海市多国籍企業地域本部設立奨励の規定」を公布することに関する通知 滬府発〔2017〕9号</p> <p>各区人民政府、市政府各委、弁、局： 改定後の「上海市 多国籍企業地域本部設立奨励の規定」をここに公布する。これに従い執行すること。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2017年1月27日</p> <p>上海市多国籍企業地域本部設立奨励の規定</p> <p>第一条(目的と根拠) 「中共中央国務院 開放型經濟新体制を構築することに関する若干意見」を貫徹して実行し、対外開放を更に拡大し、より開放された、国際慣行に合致した投資環境、より利便性の高い貿易環境、より完備された法的環境、よりよい生産生活環境、よりゆとりのある人材発展環境を作るために、多国籍企業が本市において地域本部や本部型機構を設立することを奨励する。上海地域本部や本部型機構の集中業務を支援し、機能を拡充し、レベルを向上させ、上海の「4つの中心」や国際的に影響力を持つ科学技術刷新センター建設に積極的に参加させる。関連する法律、法規に基づいて、上海市の情勢に合わせて本規定を制定する。</p> <p>第二条(定義) 多国籍企業の地区本部(以下、地域本部)とは域外に登記した親会社が本市において会社を設立し、投資もしくは授権の形で、一か国以上の地域の区域内の企業に対し、管理及びサービス職能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は外商投資の投資性公司、管理性公司等、独立法人格を有する企業組織形式で本市に地域本部を設立しなければならない。</p> <p>多国籍企業本部型機構(以下、本部型機構)とは、多国籍企業地域本部の基準に達していないものの、実際には域外に登記する親会社が設立し、一か国以上の区域内の管理決定、资金管理、購入、販売、物流、決済、研究開発、研修等、多項目の職能を引き受ける外商独資企業(分支機構を含む)を指す。</p>

<p>第三条(适用范围) 在本市范围内设立的地区总部和总部型机构,适用本规定。</p> <p>第四条(管理部门) 市商务委负责地区总部和总部型机构的认定工作,协调有关部门开展对跨国公司地区总部和总部型机构的管理服务。 工商、财政、税务、外事、人力资源社会保障、出入境管理、外汇管理、人民银行、海关、出入境检验检疫等部门在各自职责范围内,做好对地区总部和总部型机构的管理服务工作。</p> <p>第五条(地区总部认定条件) 申请认定地区总部,应当符合下列条件: (一)须为具有独立法人资格的外商独资企业。 (二)母公司的资产总额不低于4亿美元;服务业领域企业设立地区总部的,母公司资产总额不低于3亿美元。 (三)母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于1000万美元,且母公司授权管理的中国国内外企业不少于3个;或母公司授权管理的中国国内外企业不少于6个。基本符合前述条件,并为所在地区经济发展做出突出贡献的,可酌情考虑认定。 (四)注册资本不低于200万美元。</p> <p>第六条(总部型机构认定条件) 申请认定总部型机构,应当符合下列条件: (一)须为具有独立法人资格的外商独资企业或其分支机构。 (二)母公司的资产总额不低于2亿美元,在中国境内已投资设立不少于2家外商投资企业,其中至少1家注册在上海。 (三)注册资本不低于200万美元,如以分支机构形式设立的,总公司拨付的运营资金应不低于200万美元。</p>	<p>第三条(適用範囲) 本市範囲内において設立された地域本部と本部型機構に本規定を適用する。</p> <p>第四条(管理部門) 市商務委は地域本部と本部型機構の認定業務に責任を負い、関連部門と協調し、多国籍企業の地域本部と本部型機構の管理サービスを展開する。 工商、財政、税務、外事、人材社会保障、出入国管理、外貨管理、人民銀行、税関、出入国検査検疫等の部門は各自の職責範囲内において、地域本部と本部型機構の管理サービス業務を適切に行う。</p> <p>第五条(地域本部認定条件) 地域本部を申請する際、以下の条件に合致しなければならない (一)独立法人格を有する外商独資企業であること。 (二)親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと。サービス業領域の企業が地域本部を設立する場合、親会社の資産総額が3億米ドルを下回らないこと。 (三)親会社が中国域内において既に支払った累計の登録資本総額が1,000万米ドルを下回らず、かつ親会社の授權により管理する中国国内外の企業が3社を下回らないこと。あるいは、親会社の授權により管理される中国国内外の企業が6社を下回らないこと。あわせて、上述の条件に基本的には合致し、所在地の経済発展に突出した貢献がある場合、状況を考慮し、認定することも可能。 (四)登録資本金が200万米ドルを下回らないこと。</p> <p>第六条(本部型機構の認定条件) 本部型機構認定の申請をする際、以下の条件に合致しなければならない (一)独立法人格を有する外商独資企業、あるいはその分支機構であること。 (二)親会社の資産総額が2億米ドルを下回らない。中国域内において2社以上の外商投資企業を投資・設立し、その中の少なくとも1社は上海において登録しなければならない。 (三)登録資本が200万米ドルを下回らない。分支機構として設立される場合、総公司より送金された運営資金が200万米ドルに下回らないこと。</p>
--	--

<p>第七条(申请材料) 申请认定地区总部和总部型机构,应当向市商务委提交下列材料: (一)公司法定代表人签署的申请书。 (二)母公司授权签字人签署的跨国公司地区总部或总部型机构基本职能的授权文件。 (三)公司的批准证书(或备案回执)、营业执照(均为复印件)。总部型机构为分支机构的,还需提供上海分公司营业执照(复印件)及总公司拨付运营资金的证明文件。 (四)母公司近一年度审计报告。 (五)母公司在中国境内所投资企业的批准证书(或备案回执)及营业执照(均为复印件)。 (六)法律、法规和规章要求提供的其他材料。 前款规定未列明提供复印件的,应当提供文件的正本。</p> <p>第八条(审核) 市商务委应当在收到申请书等材料之日起8个工作日内完成审核,并作出认定或不予认定的决定。予以认定的,颁发认定证书。</p> <p>第九条(资助和奖励) 地区总部按照有关规定,可以获得开办和租房的资助。 地区总部具有经营管理、资金管理、研发、采购、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能,且对经济发展有突出贡献,取得良好效益的,按照有关规定,可以获得奖励。 跨国公司设立亚洲区、亚太区或更大区域总部,符合相关条件的,可以按照有关规定获得资助。 资助和奖励的具体实施办法,由有关部门另行制定。</p> <p>第十条(资金管理) 地区总部、总部型机构可以建立统一的内部资金管理体制,对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的,应当按照有关外汇管理规定执行。符合条件的地区总部、总</p>	<p>第七条(申請資料) 地域本部と本部型機構の認定を申請する場合、市商務委に以下の資料を提出しなければならない (一)会社法定代表者が署名した申請書。 (二)親会社の授權署名者が署名した多国籍企業地域本部あるいは本部型機構の基本機能の授權文書。 (三)会社の批准証書(あるいは備案証明)、営業許可証(全て写し)。本部型機構が分支機構である場合、上海分公司の営業許可証(写し)及び親会社が支払った運営資金の証明文書を更に提供しなければならない。 (四)親会社の直近年度の会計監査報告。 (五)親会社が中国国内に投資したすべての企業の批准証書(あるいは備案証明)及び営業許可証(全て写し)。 (六)法律、法規及び規則が要求するその他の資料 前項の規定で「写し」と明記されていない場合、原本を提出しなければならない。</p> <p>第八条(審査) 市商務委は申請書等の資料を受け入れてから8営業日以内に審査手続を完了させ、「認定」或いは「認定しない」旨の決定をしなければならない。認定する場合、認定証書を発行する。</p> <p>第九条(補助及び奨励) 地域本部は関連規定に基づき、開業および賃貸の補助金を得ることができる。 地域本部が経営管理、资金管理、研究開発、購入、販売、物流及びサポートサービス等、総合的な運営機能を持ち、且つ経済発展に対し、突出した貢献があり、良好な収益を得ている場合、関連規定に基づき、補助金を得ることができる。 多国籍企業がアジア、アジア太平洋、あるいはより広い範囲の地域における地域本部を設立し、条件に合致する場合、関連規定に基づき補助金を得ることができる。 補助金および奨励金に関する具体的な実施弁法は、関連部門より別途制定される。</p> <p>第十条(資金管理) 地域本部、本部型機構は統一された内部資金管理体制を構築し、自己資金に対して統一管理を行うことができる。外貨資金運営にかかわる場合、関連する外貨管理規定に基づいて執行しなければならない。条件に合致する地域本部</p>
--	--

部型机构可以按照国家外汇管理局发布的《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》(汇发[2015]36号)等有关规定,开展包括经常项目集中收付汇和轧差净额结算、境内和境外外汇资金集中管理集中结售汇、外债和对外放款额度集中调配等在内的多项跨国公司外汇资金集中运营管理业务。

投资性公司可以按照《企业集团财务公司管理办法》,设立财务公司,为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

鼓励地区总部、总部型机构根据自身经营和管理需要,开展各类跨境人民币业务。地区总部、总部型机构可以通过跨境人民币双向资金池和经常项下跨境人民币集中收付等通道,完成集团的资金集中运营管理,提高资金使用效率。

优化非贸易项下付汇流程手续,加强对地区总部、总部型机构的纳税辅导与服务,为地区总部、总部型机构非贸易项下付汇合同备案、纳税判定提供绿色通道。

设在自贸试验区内的地区总部、总部型机构,可以按照规定,开立自由贸易账户,并按照可兑换原则,办理本外币跨境收支和境内人民币收支。

第十一条(简化出入境手续)

地区总部、总部型机构符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的,由有关部门提供出境便利。

地区总部、总部型机构需要多次临时入境的外籍人员,可以申请办理入境有效期不超过1年,停留期不超过180日的多次签证;需要临时来本市的外籍人员,应当在中国驻外使领馆申请入境签证,时间紧迫的,可以按照国家有关规定,向公安部门申请口岸签证入境。

对需要在本市长期居留的地区总部、总部型机构外籍人员,可以申请办理3至5年有效的外人居留许可。

地区总部、总部型机构的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》,被优先推荐申办《外国人永久居留证》。

および本部型機構は国家外貨管理局より公布されている「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」(匯發[2015]36号)等の関連規定に基づき、經常項目集中決済や、ネットイン決済、域内・域外外貨資金集中管理集中両替、外債、域外貸付限度集中調達等を含む、多項目の多国籍企業の外貨資金集中運営管理業務を展開できる。

投資性会社は「企業集団財務公司管理弁法」に基づいて財務公司を設立し、その中国国内において投資した企業のために、集中財務管理サービスを提供することができる。

地域本部、本部型機構が自身の経営及び管理ニーズに依拠して、各種の人民元業務を展開することを奨励する。地域本部、本部型機構はクロスボーダー人民元双方向プーリング及び經常項目下のクロスボーダー人民元集中収支等の方法を通じ、集団資金集中運営管理を完成し、資金の使用効率を高めることができる。

非貿易項目下の外貨支払プロセスを最適化し、地域本部と本部型機構への納税補助とサービスを強化し、地域本部と本部型機構の非貿易項目下の外貨支払備案(届出)あるいは納税判定を優先的に取り扱う。

自貿試験区における地域本部と本部型機構は規定に基づいて自由貿易口座を開設し、両替可能原則に従い、人民元・外貨クロスボーダー収支および域内人民元収支を取り扱うことができる。

第十一条(出入国手続の簡素化)

地域本部と本部型機構の条件に合致する中国籍人員はアジア太平洋經濟合作組織商務旅行カードを申請できる。ビジネスで香港、マカオ、台湾地区あるいは海外へ出張するニーズに対して、関連部門は出国の利便性を提供する。

地域本部と本部型機構は、頻繁に中国に入国する必要がある外国人員がいる場合、入国有効期間が1年を超えず、一度の滞在期間が180日を超えない、複数回利用可能なビザを申請できる。臨時で本市に来る外国籍人員は、中国駐外領事館で入国ビザを申請し、緊急であれば、関連国家規定に基づいて公安部門までポートビザを申請することができる。

本市において長期居留が必要な地域本部・本部型機構の外国籍人員は、3～5年間有効の外国人居留許可を申請することができる。

地域本部と本部型機構の法定代表人等、高級管理者については「外国人在中国永久居留審査批准管理弁法」に基づき、「外国人永久居留証」の申請を優先して取り扱われる。

出入境检验检疫部门为地区总部、总部型机构法定代表人及其与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。

第十二条(人才引进)

人力资源社会保障部门对地区总部、总部型机构引进的外籍人才在本市工作和申请相关证件提供便利。

地区总部、总部型机构引进国内优秀人才的,符合相关条件,可以办理本市户籍。

被地区总部、总部型机构聘用的具有本科(学士)及以上学历(学位)或者特殊才能的入外籍的留学人员、持中国护照并拥有国外永久(长期)居留权且国内无户籍的留学人员和其他专业人才、香港、澳门特别行政区专业人才及台湾地区专业人才可按照规定,申办《上海市居住证》(B证)。以上人员的配偶和未满18周岁或高中在读的子女,可以办理随员证。

地区总部、总部型机构所在区对地区总部引进的人才在子女入学、医疗保障、申请人才公寓等方面提供便利。

第十三条(通关便利)

海关和出入境检验检疫部门对符合条件的地区总部、总部型机构以贸易便利化为重点,创新监管制度和监管模式,着力提升地区总部、总部型机构的通关效率,为其进出口货物提供通关便利。

地区总部、总部型机构设立保税物流中心和分拨中心,进行物流整合的,海关、外汇、出入境检验检疫等部门对其采取便利化的监管措施。

第十四条(区级政府支持)

各区政府可以结合本地区实际情况,制定支持地区总部、总部型机构发展的政策措施,营造有利于地区总部发展的营商环境。

第十五条(参照适用)

香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部、总部型机构,参照本规定执行。

出入国検査検疫部門は地域本部と本部型機構の法定代表人および本部職能に関連する高級管理者のための健康証明手続を優先して取り扱う。

第十二条(人材の登用)

人材資源社会保障部門は地域本部と本部型機構が採用した外国籍人材が本市において就業、関連証明の申請をする際に利便化措置を提供する。

地域本部、本部型機構が優秀な国内人材を採用し、関連する条件に合致する場合、本市の戸籍を申請できる。

地域本部、本部型機構が採用した本科(学士)および、それ以上の学歴(学位)あるいは特別な才能を持つ外国籍留学人員、中国のパスポートを持ち、かつ海外永久(長期)居留権を有し、中国国内戸籍のない留学人員、その他の専門人材、香港、マカオ特別行政区の専門人材、台湾地域の専門人材は規定に基づいて「上海市居住证」(B証)を申請できる。上述の人員の配偶者、18歳未満の子女、高校在籍の子女は随員証を申請することができる。

地域本部、本部型機構の所在区は地域本部が採用した人材の子女の入学や医療保障、人材のアパートメントの申請などに対し、利便性を提供する。

第十三条(通関利便化)

税関、出入国検査検疫部門は条件に合致する地域本部と本部型機構に対し、貿易利便化を重点とし、監督管理制度と監督管理モデルを刷新し、地域本部、本部型機構の通関効率を高め、輸出入貨物の通関利便化を提供する。

地域本部、本部型機構が保税物流センターと仕分センターを設立し、物流の整理を実施する場合、税関、外貨、出入国検査検疫等の部門がそれに対する利便化の監督措置を採用する。

第十四条(区級政府による支援)

各区政府は本地域の実際の状況に基づいて地域本部、本部型機構の発展を支援する政策措施を制定し、地域本部の発展に適したビジネス環境を作る。

第十五条(参照適用)

香港、マカオ、台湾地区の投資者は本地において地域本部と本部型機構を設立する場合、本規定を参照し執行する。

<p>第十六条(施行日期和有效期) 本規定自2017年2月1日起施行,有效期至2022年1月31日。</p> <p>上海市人民政府办公厅转发的《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉的实施意见》(沪府办发[2012]51号),上海市商务委员会、上海市人力资源和社会保障局、上海市公安局出入境管理局、上海出入境检验检疫局发布的《关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定》(沪商外资[2014]348号)同时废止。</p>	<p>第十六条(施行日と有効期間) 本規定は2017年2月1日より実施し、有効期間は2022年1月31日までとする。</p> <p>上海市人民政府办公厅が転送した『上海市多国籍企業地域本部設立奨励規定』に関する実施意見(滬府弁發[2012]51号)、上海市商務委員会、上海市人材資源社会保障局、上海市公安局出入国管理局、上海出入国検査検疫局より公布した「多国籍企業設立地域本部規定実施意見の補充意見」(滬商外資[2014]348号)は同時に廃止する。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室